

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3198号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



あらぎ島の棚田 (和歌山県有田川町)

もくじ

● ● ● ●
随 情 情 活

想 報 報 動

- 「第33次地方制度調査会第3回専門小委員会」に荒木会長が出席
- ―地方六団体から意見聴取を実施―
- 令和4年度における地方支援業務
- ―地方公共団体の「良き相談相手」を目指して―
- 国政情報
- カーボンニュートラルの実現に可能性を秘めたまち六ヶ所
- 青森県八ヶ所村長 戸田 衛
- (11) (9)(6) (2)

コラム

議論のきっかけに

福島大学教授・食農学類長 生源寺 眞一

中山間地域ハンドブックが刊行されて1カ月が経過した。それなりに注目されているようで、有り難いことだと感じている。注目される背景として、この国の農村政策がじわりじわりと変わりつつある点を指摘できると思う。かつては農業の規模拡大路線一本槍のようだった農政も、小さな農家や農業以外の仕事を兼ねるスタイルにも目を向け始めている。むろん農村政策の課題は農業生産にとどまらない。非農家の皆さんを含めて、心地よい居住環境を創り出すことが大切であり、そんな取組が地域外から移住者を迎える動きにも結びつく。

農村らしい農村と云ってよい中山間地域だが、日本社会の長期的な推移のもとで、その評価にも変化が現れている。1990年代に入って中山間という用語が使われ始めるまでは、過疎地域との表現が一般的だった。国の経済成長に追従することが難しく、都市部への人口流出が続いて自治体の財政も困難に直面している。単純化すれば、こんな評価だった。

た。農業についても、ヨーロッパの政策の影響下で条件不利地域と表現されることもあった。これもネガティブな評価というわけだが、近年は中山間地域のプラスの価値を見直す動きが広がっている。ハンディキャップを直視しつつも、深みのある自然資源と最先端のデジタル技術の活用などを通じて、逆転の強みが模索されている。そして何よりも、人と人がつながる共同の価値を実感できる空間、それが中山間地域であることが再認識され、じめた。

振り返ってみると、みずから制作に關した書物について、このように自分で紹介することはなかった。手に取るか否かも含めて、中身の評価は読者層に委ねる。これが研究者としてのスタンスだと考えていた。今回改めて取り上げたのは、35人の書き手が類似の主張を展開することで、地域の議論の手掛かりを提供していることによる。町村週報の読者諸賢にこそ有益だと判断した次第。

写真キャプション

2013年に国の重要文化的景観に「蘭島及び三田・清水の農山村景観」として選定、日本の棚田百選に選ばれる名勝。有田川の侵食作用が生んだ美しい造形は扇形や舌状とも言われます。有田川を挟んだ対岸の展望台から一望でき、この眺望は瞼を閉じると思いつく棚田になるでしょう。

地方六団体

「第33次地方制度調査会 第3回専門小委員会」に荒木会長が出席

—地方六団体から意見聴取を実施—



第33次地方制度調査会（会長 市川晃住友林業株式会社代表取締役会長）は4月13日に第3回専門小委員会（委員長 山本隆司 東京大学教授）を開催し、本会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）をはじめ、地方六団体代表が出席、意見を述べた。

同専門小委員会は、第33次地方制度調査会の諮問内容である「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係そのほかの必要な地方制度のあり方」について、地方六団体から意見聴取するために開催されたものである。

荒木会長からは、はじめに、この国と地方のあり方として、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」を車の両輪にして、「地方分散型の国づくり」を推進することが我が国の持続可能性の追求には必須であるとし、このことは、現在直面する新型コロナウイルス感染症や、将来の首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模自然災害への対応でも重要であり、食料やエネルギーを確保し、地域経済を循環させ、脱炭素化社会



▲出席した地方六団体代表

を推進していくうえでも極めて重要な課題であるとの前提に立ったうえで、①社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展に対応した地方行政のあり方、国の役割、国と地方公共団体の関係のあり方について②新型コロナウイルス感染症で直面した課題を踏まえた国・都道府県・市町村の役割の明確化、国の関与のあり方について③大都市圏域における都道府県間の連携や、都道府県と大都市を含む市町村との連携、市町村間の連携のあり方について、以下の通り発言した。

活 動



▲意見を述べる荒木会長

「社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展に対応した地方行政のあり方、国の役割、国と地方公共団体の関係のあり方」については、DX（デジタルトランスフォーメーション）やデジタル社会の推進は、あくまで「手段」であり、何をめざすかの認識の共有がない限り、検討のスタンスがはっきりしない。これまでの専門小委員会でも発言があったように、デジタル化推進が「集権化」へとつながらないよう、我々の思いと同じ方向での検討を訴えた。

そのうえで、私たち町村は、デジタル新時代を迎える中で、中央政府や東京の「末端」ではなく、ポストコロナ時代の「先端」を担うという気持ちで大切にしており、中山間、離島等の条件不利地域も含め、地理的条件や人口・経済の格差を乗り越

え、「小さい」「遠い」「不便」といった地域のマイナスをプラスの個性に変え、国土全体を活かし切る手段になりうると述べた。

そして、情報通信インフラやこれを活用するためのシステムなどの社会共通基盤について、都市部と地方で格差が生じないように、ユニバーサルなサービスを提供するために、国が責任を持って整備を加速化する必要があり、例えば、情報システムの標準化・共通化や、マイナンバーカードの普及等については、国からの積極的な支援が行われることで、全国的な活用が早期に進むことと併せて、いま居住する住民だけでなく、移住・定住や二地域居住、テレワーク等や、交流人口・関係人口の拡大、都市住民の田園回帰に寄与し、「地方分散型国づくり」や「都市と農山漁村が共生する社会の実現」に貢献する視点も大事にして検討いただくよう求めた。

また、孤独・孤立対策や生活困窮者支援、児童虐待防止など、従来の地域社会の枠内の取組では限界があるような課題については、デジタルを活用し、地域を越えて、国や自治体のみならず、NPOなど多様な主体や専門家がつながることで、地域の新たな可能性が広がるもので

あるとし、これらの視点を大事にした検討を求めるとともに、行政分野でも地域づくりの分野でも、「人材」が力ギを握り、デジタル分野や感染症対応の専門人材を含め、人材の確保・育成が将来にわたる課題となるため、この点についても、小規模自治体にとっても希望が持てる方向性を示すよう要望した。

なお、情報セキュリティの重要性について、ユニバーサルなサービスをだれでもどこでもいつでも受けられるというデジタル社会の観点からは、サイバー攻撃をはじめとするインシデント（重大な結果につながるかねない事案・事象）のように、今後、一自治体の責任というより全国自治体共通のデジタル基盤の位置づけの中で、バックアップ・復旧等をどうするかも含めて、情報セキュリティへの対応が益々重要となると訴えた。

最後に、町村では特に、住民との対面の温もりある活動とデジタルがうまく融合し、課題解決への柔軟な取組や地域の実情に応じた創意工夫が活かされるような仕組みが、デジタル社会においてこそ必要になるということにも留意するよう強調した。

「新型コロナウイルス感染症で直面した課題を踏まえた国・都道府県・市町村の役割の明確化、国の関与のあり方」については、ワクチン接種は、国、都道府県、市町村、医療機関等が連携して取り組み、初期に発生したさまざまな課題や問題を乗り越えてきた。現在、自治体の現場では3回目接種の促進等、各般のコロナ対策に取り組んでいるが、依然として各分野における人材不足という課題は大きく、特に町村部では、コロナ禍以前から大きな課題であった医師、看護師や介護人材等の不足が顕著に表れてきており、このような人的資源の不足を平時と非平時においてどのように確保・補完していくのかといった点についても議論を進めるよう要望した。

また、新型コロナウイルス対応の緊急時における国・都道府県・市町村の役割分担や連携の制度化については、個別法の改正や運用の見直しで対応できるものも数多くあり、緊急時の対応と、一般法である地方自治法そのものまで見直すことの必要性については、地方自治の原則に鑑みても、少々飛躍していると述べ、地方自治制度として必要かの議論や、実態を踏まえて平時と非平時を柔軟に切り替えられるような制度設計につい

活 動

て、しっかりとした検討が必要と述べた。

そのうえで、我々がコロナ対応で改めて学んだことは、地域医療の確保をはじめ地域コミュニティや住民の力も含めた「安全安心な地域社会の再構築」であり、こうした視点を忘れずに検討を行うよう訴えた。

「大都市圏域における都道府県間の連携や、都道府県と大都市を含む市町村との連携、市町村間の連携のあり方」については、広域連携について、都道府県や近隣の自治体、さらにはデジタルも活用した遠隔自治体との連携など、多様な連携を推進することは大変重要であるが、第32次地制調において私たち町村が強く反対し、導入しない方向で決着した圏域行政など、町村の自治権を大きく損なう連携については、再び議論の対象にすることがないよう、強く要請したうえで、我々町村は、今後とも、市町村間や都道府県と連携協力しながら、コロナ対応をはじめ重要課題に全力を尽くしていく所存であるが、自治体間の役割分担を意識しながらも、地域の実情にに応じて、現場に合わせた柔軟な対応が求められることを強く感じており、この点も踏まえた議論を求めた。

その他地方六団体側委員からは、「国と地方の協議の場」の分野別分科会の設置など、国と地方が実質的に協議を行う仕組みの強化、「従つべき基準」や計画策定等の見直し

「地方議会の位置付け等の地方自治法での明文化」「議員報酬・政務活動費の充実」等の意見が出された。

その後の意見交換においては、荒木会長から、町の感染防止対策について、「特にワクチン接種に力を入れており、国に対しても、ワクチンの供給体制の確立が最優先の要望事項である。また、医療機関が少ない町村は、医師、看護師の確保について、県や医師会に支援をお願いすることが多い。ワクチンをしっかりと供給してもらって接種をするということが重要であると考えている。」との発言があった。

また、デジタル人材の育成について、全国町村会の地域情報化研究会で5月に取りまとめる報告書「町村発、地域からのデジタル改革」を踏まえ、町村職員を対象にした研修「全国町村会デジタル創発塾」を7月から実施することとしており、人材育成に一步一步取り組んでいくと述べた。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

情 報

季節に拾う・新歳時記(4月)

小牧規子(ジャーナリスト)

WHO

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がったこの2年間、世界保健機関(WHO)の存在が注目され続けてきた。新型コロナウイルスの流行が中国・武漢で始まったのは、2019年11月だといわれる。WHOは2020年1月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言したが、各国とも対策に本腰を入れず、3月に「パンデミック(世界的な大流行)」と表明するまで、多くの国が様子見をしてしまった。国際社会の初動の遅れが指摘されている。

4月7日は世界保健デー。1948年にWHO憲章が発効された日を記念して定められた。世界的な流行を引き起こす感染症は、今後もなくならない。WHOのさらなる体制強化が求められる。

チューリップ

ユリ科の球根植物。原産地はトルコから中央アジアにかけて。オスマントルコ時代、イスタンブールの宮殿では、数多くのチューリップを管理していた。

チューリップの名は、トルコ語でターバンを意味する「ツルパン」から来ている。16世紀半ば、オーストリアの駐トルコ大使がチューリップの花の名を尋ねたのを、現地のトルコ人が花

の形を聞いたのだと勘違いして答えたのが始まりだという。チューリップはその後、ヨーロッパ全土に広まり、17世紀のオランダでは、球根が投機の対象にもなった。

日本で本格的に生産が始まったのは大正時代。新潟県と富山県で生産が盛んだ。赤、白、黄色など色とりどりの花は、春を代表する花として人気がある。

内田百閒(うちだひゃっけん)

ユーモアあふれる文体の小説と随筆で活躍。本名は内田栄造。1889年岡山県生まれ。東京帝国大学入学後、夏目漱石の門下生となり、芥川龍之介らと親交を深めた。法政大学などでドイツ語を教えた後、1934年に文筆生活に入った。

『冥途』『旅順入城式』『件』などの幻想的な小説や、『百鬼園随筆』『阿房列車』などの随筆で人気を博した。酒を愛し、琴や俳句もたしなみ、鉄道が大好きだった。飼った猫の失踪で泣き暮らすさまをつづった『ノラヤ』のファンも多い。『イヤダカラ、イヤダ』は1967年12月に日本芸術院会員を回辞した際の言葉。教え子に慕われており、誕生日には「摩阿陀会」という会合が開かれていた。1971年4月20日、81歳で死去した。

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～



地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(令和4年2月時点)

地方支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和4年2月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。 >>> <https://www.jfm.go.jp>



令和4年度における地方支援業務 「良き相談相手」を目指して

地方公共団体金融機構 地方支援部

1 はじめに

地方公共団体金融機構（以下「機構」といいます。）では、経営理念において、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」等の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしています。地方支援業務については、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を3本柱として、各種の取組を進めています。

本稿では、令和4年度における地方支援業務のうち、「人材育成・実務支援」を中心にご紹介します。この分野では、地方公共団体の財政運営の質の向上に向け、団体の状況や要請に応じて個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組む

ほか、地方公共団体の職員が財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施しています。

なお、地方支援業務全体については、機構HPの「地方支援業務のご案内」のページに掲載しており、また、雑誌『公営企業』4月号でもご紹介していますので、ぜひそちらもご参照ください。

2 事業内容

本稿で紹介する事業内容は令和4年4月時点の予定です。集合形式のセミナー・研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のための措置を講じた上で、実施する準備を進めていますが、今後、感染状況に応じて対応を検討してまいります。最新の情報については機構ホームページの「地方支援業務のご案内」(<https://www.jfm.go.jp/support/>)

support.html)をご確認ください。

(1) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）の支援分野について、市区町村等にアドバイザーを継続的に派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、丁寧できめ細かい支援を実施します。

(2) JFMセミナー

令和4年度は年3回に分けて募集を行うことを予定しています。第1次申請は3月末で締め切りでしたが、5月中旬に予定している第2次申請、7月下旬に予定している第3次申請の機会をぜひご活用ください。

(2) JFMセミナー

地方財政や公営企業に関し、地方公会計制度の活用及び地方公営企業会計適用拡大など、地方公共団体にとって関心の高いテーマを題材としたセミナーを実施します。

ア JFM地方財政セミナー

「地方公会計の活用及び公共施設の適正化」をテーマとして、8月に東京で開催し、その後eラーニングでも配信します。

イ JFM地方公営企業セミナー

「地方公営企業会計の適用及び水道の広域化」をテーマとして、7月に大阪で開催し、その後eラーニングでも配信します。

(3) 行財政研修会東京セミナー

都道府県・市区町村の首長や幹部職員を対象としたセミナーを、地方行財政調査会・時事通信社と共同で7月に開催します。

(4) 資金調達・資金運用に関する入門研修

地方公共団体の資金調達や資金運用に初めて携わる職員を対象とした研修を実施します。

ア 資金調達入門研修

資金調達入門研修は、基本的な地方財政制度や入門的な金融知識等の習得を目的とした研修会で、8月に

情 報

東京、大阪でそれぞれ開催します。eラーニングでは4月から配信しています。

イ 資金運用入門研修

資金運用入門研修は、資金運用に係る制度や手法、債券についての基礎知識などの習得を目的とした研修会で、8月に東京、大阪でそれぞれ開催します。eラーニングでは4月から配信しています。

(5) 資金調達・資金運用に関する宿泊型専門研修

研修機関と共催で行う宿泊型の専門研修で、資金調達と資金運用について、必要不可欠な金融知識を習得するための研修です。基本的な金融知識の習得に加え、電卓を用いて金利水準を計算する実践的な演習講義のほか、地方公共団体の職員同士のグループ討議や資金調達・資金運用に係る先進的な取組事例を紹介するカリキュラム等をご用意しています。

また、宿泊型研修のメリットとして、日中の講義や研修で見識を深めていただくことはもちろんのことながら、参加者同士が積極的に交流していたいただくことで、情報や課題の共有など、人的ネットワーク構築の場ともなっています。

ア 市町村職員中央研修所

(JAMP)

9月に2泊3日で実施します。

イ 全国市町村国際文化研修所

(JIAM)

7月に2泊3日で実施します。

(6) eラーニング

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。

令和4年度は申込期間を特に設けず随時受講者の申込みを受け付けており、お申込みいただいた翌日から講義の受講が可能です。資金調達・運用に関する講義や簿記・公会計など基礎的な講義を中心に4月から配信開始しています。また、今後、提供する講義を増やしていきますので、ぜひご利用ください。

(7) 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資

金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施します。実施方法は、要望に応じて講師派遣またはオンラインにより対応します。地方公共団体のニーズに応じて、財政分析チャート「New Octagon」による財政分析の手法を紹介する講座なども行っており、講義内容の充実を図っていますので、ぜひご利用ください。

(8) 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、金融の専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話、メール及びWeb会議システムや、講師派遣等の方法により専門的な見地からアドバイスを行います。まずは、メールや電話でお気軽にお問い合わせください。

3 おわりに

以上、令和4年度における地方支援業務の取組について、「人材育成・実務支援」を中心に紹介しました。今後とも、地方公共団体の財政運営の「良き相談相手」となることを

目指し、現場の声を幅広く聞きながら、機構ならではの強みを活かして各種の事業を実施していきますので、地方公共団体の皆様におかれましては、積極的かつお気軽に、地方支援業務をご利用いただければ幸いです。

なお、地方支援業務の詳細は、冒頭にも記載したとおり、機構ホームページの「地方支援業務のご案内」(<https://www.jfm.go.jp/support/support.html>)で詳しく紹介しています。ぜひご覧いただき、関心を持たれたものがあれば、左のお問い合わせ先までご連絡ください。

地方公共団体金融機構
地方支援部調査企画課
〒100-0002
東京都千代田区日比谷公園1-3
市政会館
TEL: 03-3539-2676
FAX: 03-3539-2618
E-mail: chihoushien@jfm.go.jp

● 休刊のお知らせ ●
5月2日付、5月9日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第3199号は5月16日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

地域づくりの「元気の素」を募集中！

令和4年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集

（公財）あしたの日本を創る協会

同協会はこのたび「令和4年度あしたのまち・くらしづくり活動賞」の応募受付を開始した。

同賞は、全国各地で展開されている活力のある地域づくり・くらしづくり・ひとづくり活動に取り組み地域活動団体等の優れた活動を顕彰するもの。

○対象

応募対象は、地域住民が自主的に結成し運営している団体や、こうした団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校など。地域に即した発想・リーダーシップ・方法などにより、2年以上活動し大きな成果をあげており、市区町村地域程度までを範囲に活動している団体を対象とする。

○応募対象となる活動内容やテーマ

災害に強い安心安全な地域づくり、住民同士の支えあい活動、地域コミュニティの維持、子育て支援や居場所づくり、子ども食堂、高齢者の生きがいづくりや日常生活のサポート、震災復興のまちづくり活動や復興支援活動、生活環境の改善、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、都市と農山漁村との交流、地域の伝統を生かした食育・地産地消活動など、住み良い地域づくりにつながる活動。

○応募締切 7月4日（月）

○応募方法

①応募用紙（ホームページの所定の用紙に記入）、②応募原稿（これまでの活動内容と現在までの成果等を2000字程度）、③写真（活動の様子がわかる写真5〜6枚程度）を合わせて提出。

同協会へEメール（prize@ashita.or.jp）で送付。郵便・宅配便も可。

○賞（予定）

内閣総理大臣賞（賞状、副賞20万円）、内閣官房長官賞（賞状、副賞10万円）、総務大臣賞（賞状、副賞10万円）、主催者賞（賞状、副賞5万円）等

○主催

（公財）あしたの日本を創る協会、読売新聞東京本社、NHK

○後援（申請中）

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本青年団協議会、（一財）長寿社会開発センター、（一財）日本宝くし協会

○問い合わせ先

あしたの日本を創る協会（TEL03-6240-0778）まで。
詳細は同協会ホームページ（<http://www.ashita.or.jp/>）を参照。

災害対策に役立っています！

災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、豪雨災害の発生要因となっている線状降水帯は、今後も多く発生することが予想されています。毎年多くの避難指示等が発令されますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが「災害対策費用保険制度」です。想定外の自然災害が増加する昨今の状況を踏まえ、住民の生命・身体の保護を図るため、ぜひ災害対策費用保険制度をご活用ください。

実際に活用している町村長からは「加入してよかった」との声が届いています！



梅雨前線に伴う大雨により、避難準備・高齢者等避難開始を発令。消防団員の出動手当や庁舎内・避難所に配置した職員の超過勤務手当などにかかった費用の半額が保険から支払われ、財政上、助かった。保険の請求手続きが、それほど煩雑ではないところも良かった。



◎保険料は普通交付税措置

◎応急救助等にかかる費用が対象
（災害救助法の適用を受けた災害は対象外）

◎新型コロナウイルス対策費用も対象
（感染症対策としてホテルを借りる費用、マスク・消毒液等の費用）

- 補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。（<https://www.zck.or.jp/choson/>）
- 加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

情 報

国 政 情 報

◎定年引上げて高齢期職員が役割を果たせる人事配置をー総務省

総務省は3月16日、地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用検討会報告を発表した。2023年度から定年年齢が段階的に引上げられるが、現行の再任用制度の事例調査の結果、①多くが退職時より下位職位(非管理職)で再任用②本人の希望や各職場ニーズを踏まえ配置③60歳前後に研修を実施、対象職員が少ない団体は都道府県単位の研修に派遣ーなどの実態が分かった。

これらを踏まえ、高齢期職員活躍のポイントを提案。「高齢期職員に期待する役割を明らかにし、本人や周辺職員の理解」を深める必要性を強調した上で、①業務担当・即戦力として活躍②若手職員の支援により次世代へ知見の伝承③管理職経験を活かして上司をフォロー・サポート④管理職時代に気付いた業務改善等を担当者として実践ーなどを提案。さらに、研修は50代前半から行うほか、高齢期職員の制度周知など周囲の職員の理解を促す必要性も強調した。

◎管理瑕疵リスク除去など道路橋の集約・撤去で事例集ー国土交通省

国土交通省は3月28日、「道路橋の集約・撤去事例集」を発表した。道路橋の老朽化で維持管理・更新費の増加や落橋リスクなどが懸念されるため、集約・撤去の必要性やメリットを整理。それらを踏まえた好事例などもまとめた。

自治体アンケートでは集約・撤去に「地元・利用者の理解が得られない」が6割を占めるが、集約・撤去によるメリットに落

橋事故の危険性排除のほか、①維持管理・更新費の縮減②管理瑕疵リスクの除去③管理負担の軽減ーなどを挙げた。その上で、集約・撤去の取組事例として「単純撤去」(山梨県西桂町、群馬県高山村など)、「撤去+迂回整備」(茨城県稲敷市など)、「既設縮小化」(福岡県香春町など)、「新設縮小化」(福岡県有田町など)の事例を紹介。これらを踏まえ、集約・撤去を進める際の検討項目・留意事項について「事業着手」「計画・調整」「利用者・住民との合意形成」「関係機関との協議」ごとに解説した。

◎公立病院の「役割・機能の最適化」を重視へー総務省

総務省は3月29日、公立病院経営強化ガイドラインをまとめ、各自治体に2022・23・27年度を期間とする公立病院経営強化プランの策定を要請した。コロナ対応を契機に「公立病院の果たす役割」が再認識されたとし、同省が進めてきた「再編・ネットワーク化、経営形態の見直し」から「役割・機能の最適化と連携の強化」に重点を移した。プランに盛り込む内容に、「機能分化・連携強化」のほか、①医師・看護師等の確保と働き方改革②経営形態の見直し③感染拡大等に備えた平時からの取組④施設・設備の適正管理と整備費の抑制⑤経営の効率化の数値目標などを挙げた。

また、総務省は同日、メンタルヘルス対策研究報告書を発表した。自治体事務の高度化・複雑化に職員が対応するにはメンタルヘルスへの積極的取り組みが必要だとし、まずトップの強いリーダーシップの発揮を要請。その上で、「セルフケア」「管

理監督者によるラインケア」「保健スタッフによるケア」「職場外資源ケア」の連携の必要性などを強調した。

◎地域運営組織は全市町村の48%で組織化ー総務省

総務省は3月30日、2021年度の地域運営組織の実態をまとめた。全国の地域運営組織は6,064組織あり、前年度より281組織(4.9%)増加。同組織が形成されている市町村も814団体で、同12団体(1.5%)増加した。全市町村の48%だが、その割合は中国地方で75%と高く、北海道は22%と低い。また、88%が任意団体で、そのほかNPO法人4.2%、認可地縁団体1.8%など。活動拠点は89%が持つっており、うち71%が公共施設を使用している。

活動内容は、「祭り・運動会などの運営」44%、「高齢者交流サービス」33%、「防災訓練・研修」31%などが多い。活動範囲は「連合自治会・町内会」が35%で最も多く、48%は「小学校区と一致」している。また、収入源は「市町村からの補助金等」が62%と最も多いが、持続的運営に向けた課題では「活動の担い手の不足」(85%)など人材不足が多いが、「地域住民の当事者意識の不足」も48%あった。

◎公立小中学校の廃校26%が活用されずー文部科学省

文部科学省は3月30日、公立小中学校の廃校施設・余裕教室の活用状況を発表した。施設が現存(2021年5月1日現在)している廃校は7,398校あり、うち5,481校(74%)は活用されているが、1,917校(26%)が活用されていない。活用用途は、学校(大学を除く)3,948校をトップに、社会体育施設1,756校、社会教育施設・文化施設1,330校、企業等

の施設・創業支援施設1,020校などが多い。活用されていない廃校のうち1,424校で活用用途が決まっておらず、その理由では「老朽化」(校舎46%、屋内運動場42%)、「地域要望がない」(同42%、同40%)が多く、「財源がない」(同15%、同14%)もあった。

また、普通教室として使用されていない余裕教室は全国で7万3,247教室あるが、99%が活用されている。具体的には、学習・指導方法の多様化に対応したスペース(46%)、特別教室(22%)、児童・生徒の生活・交流スペース(9%)などが多い。

◎自治会等の地域活動のデジタル化支援をー総務省

総務省は4月5日、地域コミュニティ研究会報告書を発表した。地域コミュニティの中心的存在である自治会等の活動低下や新たな住民ニーズへの対応不足などへの対応にデジタル化の支援を提言した。

具体的には、コロナ禍による活動制限をチャンスと捉え、地域活動のデジタル化を市町村が財政措置も活用して支援するよう要請。閲覧板の電子化に止まらず、即時の安否確認や双方向のアンケート・公聴機能など新たなサービス提供なども提案した。

なお、自治会等の単独導入ではなく市町村等と広域で推進することで一斉配信も容易になるとした。また、低下を続ける自治会等の加入率向上の支援とともに、回覧・掲示、委員推薦、防犯灯、防災訓練、ごみ分別等の「行政協力業務」の組織横断的な棚卸しも要請。さらに、防災や地域福祉などさまざまな主体間の連携強化のため、市町村が行政組織・業務の縦割りを排し、人材・財政面の連携サポートも提案した。

(ジャーナリスト 井田 正夫)



全国町村職員生活協同組合 火災共済・自動車共済事業

いつでも
申し込み
可能

火災共済事業

■火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災又は雪災により建物・動産に損害が生じた時に、共済金を支払う制度です。
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額)3万6000円で

[建物24,000円(400口×60円)・動産12,000円(200口×60円)]

最高6000万円の補償

[建物4000万円・動産2000万円]

[風災、水災又は雪災の場合、共済金支払限度額は450万円]

※火災共済金+風水雪害特約共済金(火災共済契約 建物4000万円・動産2000万円の場合)

※火災共済に付加する制度のため、上記補償の場合、実際にお支払い頂く金額は36,000円(火災共済分)と30,000円(風水雪害特約分)の計66,000円となります。
風水雪害特約のみの加入は出来ません。

■風水雪害特約

火災共済に任意に付加して加入する制度で、風水雪害により建物・動産に損害が生じた時に、損害復旧費用(再取得価額)の1/2を共済金として支払います。
なお、支払限度額は火災共済金(風災、水災又は雪災)と風水雪害特約共済金を併せて3,000万円となります。
臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額)3万円で

[建物20,000円(400口×50円)・動産10,000円(200口×50円)]

最高3000万円の補償

[建物2000万円・動産1000万円]

自動車共済事業

共済契約自動車の事故により被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約(自動二輪車・原動機付自転車を除く)、臨時費用の制度が自動付帯されています。

組合員のニーズに合った選択ができるよう以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

■A型 掛金(年額)3万円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 1000万円の補償
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 500万円の補償
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

■B型 掛金(年額)3万3000円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 無制限の補償
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 1000万円の補償
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合のご案内 (<http://www.zcss.jp/>)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。
- 組合員が死亡した場合も、配偶者が契約を承継することができます。

●共済契約されると、下記の車両共済(保険)に加入することができます。

車両共済(保険)のご案内

- 車両共済(保険)は、対人賠償・対物賠償等を補償する全国町村職員生活協同組合自動車共済とは別に加入するもので、**ご自身のお車の損害**を補償する制度です。
- 車両共済(保険)は、損害保険ジャパン(株)の商品(一般自動車保険の車両保険)です。保険についてのご説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店(株)千里が行います。

車両共済(保険)に関するお問い合わせ先

0120-731-087

受付時間:平日 午前9時30分から午後5時まで

随 想

【村の特徴】

六ヶ所村は、青森県下北半島の付け根部分の太平洋側に位置し、変化に富んだ海岸、果てしなく広い湖沼群や丘陵地などの特徴的な地の利を活かし、古くから漁業・農業・酪農といった第一次産業を基幹として栄えてきました。

1960年代末に決定された新全国総合開発計画より、本村を舞台に進められた「むつ小川原開発」では、2度のオイルショックを経て、緊急時における石油の安定供給確保を目



随 想

カーボンニュートラルの実現に可能性を秘めたまち六ヶ所

ろっかしよ と だ まもる
青森県六ヶ所村長 戸 田 衛

的として570万kWhの貯蔵能力を有する国家石油備蓄基地が、1985年に国内第一号として立地しました。そして、1974年に電源三法が成立し、工業用・産業用電源を安価に安定的に供給するため、全国各地に54基の原子力発電所が建設され、本村には、1度使ったウラン燃料を再利用するための再処理工場をはじめ、ウラン濃縮工場などの原子燃料サイクル施設が1980年代末から工事に着手し、現在に至っています。

ほかに、ウランのような重い原子核の分裂で放出されるエネルギーを利用する原子力発電のほか、水素のような軽い原子核同士を合体させて発生する核融合エネルギーの実現に向けた研究開発が進められる一方、2003年に初めて稼働した風力発電施設は現在では92基(145、350kW)、太陽光発電は168、000kWが稼働する再生可能エネルギーの拠点にもなっております。

まさに、時代の変化とともに、さまざまなエネルギー関連施設が立地した唯一無二の地域であります。

【脱炭素社会の実現を目指す日本】

菅前総理大臣は2020年10月に、『2050年までにカーボンニュートラルを目指す』ことを宣言しました。

これは、2015年に第21回気候変動枠組条約締結国会議(COP21)において、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑え、1.5℃に抑制することなどを目標に掲げたパリ協定の実現

に向けた国際的な取組であります。これを聞いたとき、真っ先に思い浮かんだのが「京都議定書」でした。1997年に京都市で開催したCOP3で採択になり、「温室効果ガスを2008年から2012年の間に1990年比で約5%削減すること」を参加国に要求したもので、我が国は、当時6%の削減を約束し、当該期間の目標は達成されたと言われています。

【脱炭素に向けた我が国のこれまでの取組】

今では当たり前になったリサイクルですが、2000年に循環型社会形成推進基本法が成立し、建設・食品・家電・容器包装・自動車などさまざまなリサイクル法をはじめ、公的機関に率先して再生品の調達を進める「グリーン購入法」などが整備されました。

国際標準化機構(ISO)では、環境に関する国際的標準規格として環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するための「ISO14001」を規格し、多くの民間企業等が業務管理等における継続的な改善方法として「PDCAサイクル」を実施しました。

生活に欠かせない自動車も、1997年に量産ハイブリッド車として「プリウス」が誕生し、今では、乗用車販売台数の約4割がハイブリッドなどの電動車にシフトしています。

【2050年に向けて】

近年は、大規模災害が全国各地で

頻繁に発生し、尊い人命が奪われております。

その原因にもなっているさまざまな異常気象は、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化が原因の1つとされています。

京都議定書の採択から20年以上が経過し、自動車・家電の省エネ化や再生可能エネルギーの普及は、東日本大震災の発生以降、著しく進んでいます。

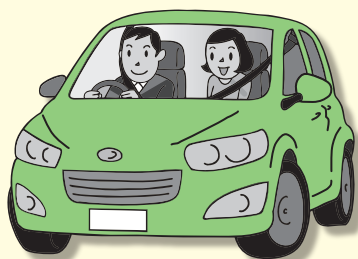
一方で、温室効果ガスの排出削減にも効果があるとされている原子力発電は、東日本大震災の発生から10年以上が経過した現在、稼働しているのは5発電所9基でエネルギー供給全体の4%に過ぎない状況です。

ベースロード電源として位置づけられる電源の中でも、長年の運転実績で技術が確立されている原子力発電は、国民が求める「安定供給」、「経済性」、「環境適合性」にも優れていると言われています。

カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー基本計画に示す約20%の電源を原子力発電所が担うためにも、早期稼働を期待するものです。

そして、現在約7割の電源構成を占める火力発電の代替エネルギーとして期待するのが、「核融合」であります。どうか、2050年までの実用化を目指し、研究開発を加速させ、カーボンニュートラルの立役者になることを期待します。

六ヶ所村は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大きな可能性を秘めたまちです。



車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

割安!充実の補償を安い保険料でご提供します。

保 険 料 自動車共済で過去3年間以上無事故の場合、**43%割引**

自動車共済で過去3年間以上無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、

9等級(43%割引)・事故有期間0年からスタートすることができます。

また、一括払でご契約の場合にはさらに**5%割引**(集団扱年一括払による割引)となります。

(注1)お車ごとの無事故実績に基づいて等級を決定します。

(注2)他社からの移行の場合は、他社の等級を継承します。(一部、引き継ぎできない共済があります。)

(注3)等級継承が可能な期間は、前契約の解約日または満了日の翌日から起算して7日以内となります。



●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ21-00628(2021.4.19作成)]